

## 議案第40号

富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る手続を見直すため、富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

富士見市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。